

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和元年 6月 17日

全国健康保険協会熊本支部
支部長 斎藤 和則

1 企画競争に付する事項

令和元年度 被扶養者に対する特定保健指導業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31.32.33年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 全国健康保険協会、国民健康保険、健康保険組合などで同種の業務実績を有すること。
- (10) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のいずれかの認証を取得、若しくはこれに準ずる資格を取得している事業者であること。
- (11) 競争参加資格停止業者の公表
契約の履行等に関して問題のあった事業者については、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することとなる。
- (12) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられない場合は、履行期間等の変更又は契約不成立もあり得ることを了承する者であること。

3 契約候補者の選定

- (1) 企画競争説明書に基づき提出された有効な企画提案書等について、当支部内で実施する評価委員会において評価を行い、契約候補者一者を選定する。
なお、応募多数の場合は、一次審査を実施する場合がある。
- (2) 上記2に示した競争参加資格を有し、見積額が予定価格の範囲内であり、かつ企画提案書について評価委員会の評価の順位が最も高い者を契約候補者に決定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和元年6月17日（月）～令和年7月11日（木）までの8:30～17:00
- (2) 場所 〒862-8520 熊本中央区水前寺1丁目20-22 水前寺センタービル
全国健康保険協会熊本支部保健グループ 担当：吉田
TEL：096-340-0264 FAX：096-340-0378

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の【本件担当、連絡先】
- (2) 受付期間 令和元年6月28日（金）までの8:30～17:00まで
- (3) 回答 令和元年7月3日（水）までに企画競争参加者に対しFAXで回答する。

6 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和元年7月11日（木）正午まで
※郵送での提出の場合は、上記提出期限必着とする。
- (2) 提出場所 4(2)に同じ

7 企画提案書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画提案書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、企画競争説明書による。

【本件担当、連絡先】

住所：熊本中央区水前寺1丁目20-22 水前寺センタービル
担当：全国健康保険協会熊本支部保健グループ 担当：吉田
電話：096-340-0264
FAX：096-340-0378

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させる
ことができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び
被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く
- (2) 破産者で復権を得ない者

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号いずれかに該当すると認められる者を、そ
の事実があった後3年間は競争に参加させないことができるものとす
る。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものにつ
いても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の
品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の
利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた
者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、
代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用す
る者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定
めるところによる。